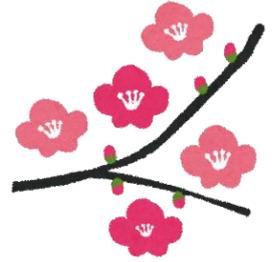




～とよた子どもの権利相談室だより～

こことよ



こことよ35号 2023年2月発行

みなさん、こんにちは。「とよた子どもの権利相談室」からのお便りです。このお便りは、年に3回（6月、10月、2月）発行していますので、読んでもらえたらうれしいです(*^-^*)
さて、今年度も残り2か月となりました。4月からは新しい環境で、新しい時間が始まりますね。今はその準備をするときでもあるので、ぜひ、この1年を振り返ってみてくださいね。

豊田市子ども条例
マスコットキャラクター チルコ

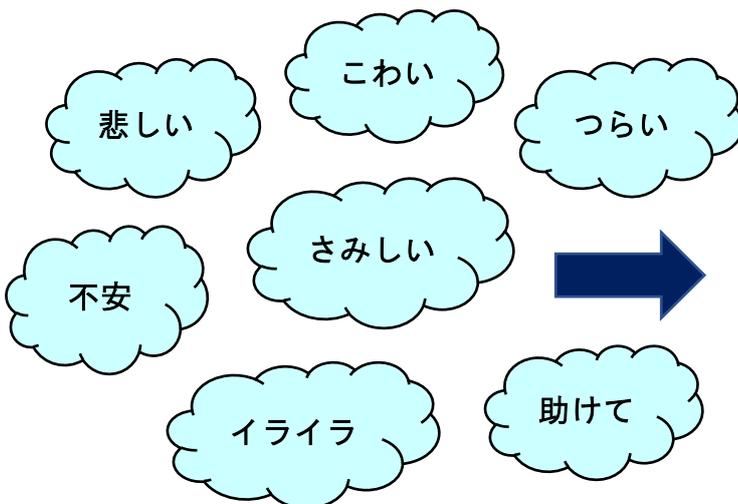


- ◆あなたは、自分のことを大切にできましたか？
- ◆あなたは、周りの人に大切にしてもらえましたか？

きもち

この1年、いろいろな“気持ち”と出会いましたね。
こんな気持ちになったことはありませんか？

私たちは、みなさんが
毎日笑顔でいられるよう
に応援しています！



こんな気持ちになったら
「こことよ」に相談してね
(*^-^*)

※お金はかかりません

0120

なく な キューサイ
797-931

相談することは恥ずかしいことじゃないし、カッコ悪いことでもないからね (*^-^*)

3月で中学校を卒業する人も**18歳**まで相談できます。覚えておいてね！

◆◇◆ クイズ ◆◇◆

「とよた市子ども条例」を知っていますか？

豊田市には、大切な子どもたちを守るためのルールがあります。
それが「とよた市子ども条例」です。そこでクイズです！

「とよた市子ども条例」には4つの権利があります。〈A〉の権利
にはどんなものがあるか、〈B〉の中から選んでね。



答えはホームページにあるよ！

《 A：4つの権利 》

- (1) 安心して生きる権利
- (2) 自分らしく生きる権利
- (3) 豊かに育つ権利
- (4) 参加する権利

《 B：権利の内容 》

- (ア) 仲間を作り、集まることができる
- (イ) 遊んだり、学んだりできる
- (ウ) 自由な時間がある
- (エ) いじめや暴力を受けません

「権利」は空気と同じで目には見えないけれど、権利のことを学び、知ることによって、確かに存在していることがわかつていきます。これからも権利のことをいっしょに考えましょう。

2023年

4月から始まる新しい1年…どんな自分になりたいですか！？

“なりたい自分”を書いてみてね。



なりたい自分
になれますよ
うに☆彡



応援して
います♡

なりたい自分になるために、あなたにできることは何ですか？

なりたい自分に近づくために、頑張りたいこと、やりたいことなどを書いてみてね。